

岡山市下水道台帳情報システム更新業務委託

仕様書（案）

第 1 章 総則

（業務の目的）

第 1 条 本業務は、現在運用中の「岡山市地図情報システム A S P サービス（以下「岡山市地図情報システム」という。）」における「岡山市公共下水道等管路台帳マップ」の更新を目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本仕様書は、岡山市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する本業務に適用するものとする。

（準拠する法令等）

第 3 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (2) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（国土地理院 令和元年 7 月）
- (3) 地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン（総務省 平成 22 年 4 月）
- (4) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (5) 岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）
- (6) 岡山市情報セキュリティポリシー
- (7) その他の関係法令、規則、通達等

（疑義）

第 4 条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受発注者が協議のうえ、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

- 2 発注者において必要と認めたときは、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は、受発注者の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。

（提出書類）

第 5 条 受注者は、本業務を実施するにあたり、次の書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 業務責任者届
- (2) 委託業務着手届
- (3) 工程表
- (4) 業務計画書

(貸与資料)

第 6 条 発注者は、本業務に必要な以下の資料を受注者に貸与するものとする。なお貸与データは、本仕様書に定める搭載レイヤを想定としたファイル分割及び集約化済みのデータとする。

(1) 下水道台帳情報データ (Shape 形式)

- 2 貸与された資料については、その重要性を認識し取り扱い及び保管を慎重に行うものとする。また、本業務において貸与した関係資料は、業務終了後又は発注者の申し出があった場合は速やかに発注者へ返還しなければならない。
- 3 受注者は、故意又は過失により貸与資料が滅失又はき損し、又は返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、もしくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償することとする。

(秘密保持及び品質管理)

第 7 条 受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、適切な情報の保護及び品質管理を行うものとし、(1)～(3)の公的認証については、契約拠点及び作業拠点にて認証取得した者で遂行しなければならない。

- (1) JIS Q 27001 (ISO27001: 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS))
- (2) JIS Q 15001 (プライバシーマーク: 個人情報保護マネジメントシステム)
- (3) JIS Q 9001 (ISO9001: 品質マネジメントシステム)
- (4) JIS Q 20000 (ISO20000: IT サービスマネジメントシステム)
- (5) ISO27017 (ISMS クラウドセキュリティ)

(配置技術者等)

第 8 条 本業務に従事する技術者は、直近 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 主任技術者は、情報セキュリティマネジメントの有資格者で、庁内統合型 GIS 及び市民公開型 GIS 構築・運用保守業務、GIS データ整備業務に精通し、本業務を履行できる能力を有した者を配置すること。
 - (2) 照査技術者は、空間情報総括監理技術者の有資格者で、GIS データ整備業務に精通し、本業務を履行できる能力を有した者を配置すること。
- 2 なお、主任技術者と照査技術者の兼任は認めない。

(損害賠償)

第 9 条 受注者は、本業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い、事故内容等を遅滞なく発注者に報告するものとし、損害賠償等の請求があった場合は、一切の処理を受注者の責任において行うものとする。

(作業経過の報告)

第 10 条 本業務の実施期間中において、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち、作業を

遂行しなければならない。打合せ事項について受注者は、その都度打合せ記録簿を提出するものとする。

（成果品の検査・納品）

第 11 条 本業務の成果品については、主任技術者立会いのうえ発注者の検査を受けるものとする。成果品は、発注者の検査完了後に納品するものとする。

（成果品の契約不適合）

第 12 条 納品の後、成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

（成果品の帰属）

第 13 条 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

第 2 章 業務概要

（業務概要）

第 14 条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

（1）計画準備等

① 計画準備

② 資料収集整理

（2）データ搭載設定

① 庁内 GIS 作業

② 公開 GIS 作業

③ 描写設定

（3）システムテスト

① 庁内 GIS 作業

② 公開 GIS 作業

（4）打合せ等

① 打合せ協議

第 3 章 計画準備等

（計画準備、資料収集整理）

第 15 条 本業務に関する契約図書、仕様書、指示事項及び貸与資料等を十分把握したうえで、本業務を正確かつ効率的に行うための業務計画を立案し、発注者に了承を得るものとする。

第 4 章 データ搭載設定

(庁内 GIS 作業、公開 GIS 作業、描写設定)

第 16 条 岡山市地図情報システム ASP サービス(庁内 GIS・公開 GIS)に搭載中の下水道台帳情報データ(庁内 GIS：46 レイヤ、公開 GIS：12 レイヤ)を更新するものとする。更新にあたり属性情報、凡例情報は既存の搭載設定と同様とし、描写設定を行うものとする。搭載中のデータは、以下のとおりとしファイル分割及び集約化済みのデータの貸与を行い、本業務での作業は行わないものとする。なお、更新漏れを発生させないことを目的に、差分データではなく全データの置き換えを行うものとする。

表：下水道台帳情報データ

区分 1	区分 2	データ
雨水	雨水管渠	雨水_管渠、雨水_管渠注記 Line、雨水_管渠注記 Symbol_1、雨水_管渠注記 Symbol_2、雨水_管渠注記 Text
	雨水人孔	雨水_仮想人孔、雨水_人孔、雨水_人孔注記 Line、雨水_人孔注記 Text
	雨水柵	雨水_柵、雨水_柵_取付管、雨水_柵注記 Text
	雨水特別施設	雨水_特別施設、雨水_特別施設 Line_2、雨水_特別施設 Text
汚水	汚水管渠	汚水_管渠、汚水_管渠注記 Line、汚水_管渠注記 Symbol_1、汚水_管渠注記 Symbol_2、汚水_管渠注記 Text
	汚水人孔	汚水_仮想人孔、汚水_人孔、汚水_人孔注記 Line、汚水_人孔注記 Text
	汚水柵	汚水_柵、汚水_柵_取付管、汚水_柵注記 Text
	汚水特別施設	汚水_特別施設、汚水_特別施設 Line_1、汚水_特別施設 Line_2、汚水_特別施設 Text
合流	合流管渠	合流_管渠、合流_管渠注記 Line、合流_管渠注記 Symbol_1、合流_管渠注記 Symbol_2、合流_管渠注記 Text
	合流人孔	合流_仮想人孔、合流_人孔、合流_人孔注記 Line、合流_人孔注記 Text
	合流柵	合流_柵、合流_柵_取付管、合流_柵注記 Text
	合流特別施設	合流_特別施設、合流_特別施設 Line_2、合流_特別施設 Text

庁内 GIS では「表：下水道台帳情報データ」の区分 2 をグループデータとし、公開 GIS ではレイヤとして搭載するものとする。

第5章 システムテスト

（庁内 GIS 作業、公開 GIS 作業）

第17条 「岡山市地図情報システム（庁内GIS）」に搭載したデータは、発注者の確認を得るものとする。発注者の承認を得たデータを公開GISのマップに搭載するものとする。マップ搭載後に受注者環境下での動作確認を行うのと同時に、試行環境を提供し、監督職員の確認を得るものとする。試行環境は「岡山市地図情報システム（公開GIS）」のテストサイトを使用し、発注者の承認を得たのち2週間を期限とし一般公開を開始するものとする。作業実施においては、本番環境の設置されたインターネットデータセンター（IDC）におけるISO27017（ISMSクラウドセキュリティセキュリティ）基準に則り実施を行うものとする。なお、岡山市地図情報システム（庁内GIS・公開GIS）はパッケージ商品とし、個別の機能改修は本業務では行わないものとする。

第6章 打合せ等

（打合せ協議）

第18条 打合せ協議は、業務着手時、成果品納品時の計2回行うものとし、業務着手時及び成果品納品時には主任技術者が立ち会うものとする。

第7章 その他

（報告書作成）

第19条 本業務の作業を取りまとめた業務報告書の作成を行うものとする。

（成果品）

第20条 本業務における成果品は以下のとおりとする。

(1) 岡山市地図情報システム

下水道台帳情報データ（発注者が指定するサーバへの格納） 1式

(2) 業務報告書 1式

(3) 打合せ記録簿 1式

（完了検査）

第21条 受注者は、全作業工程を完了したときは、発注者の定める委託業務完了通知書を提出して発注者の検査を受けるものとし、この検査に合格した時をもって本業務を完了したものとする。

(変更後業務委託料の算出)

第 22 条 業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$=(\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。